

この度、当該調停が平成十九年三月一日付で成立したことを坂和弁護士に確認しました。

特定調停は、中央街区組合を申立人とし、熊谷組の債権管理会社であるニューリアルプロパティ株式会社（以下「NRP」という。）を相手方として、平成十八年二月十日付けで東京簡易裁判所に申し立てられたものです。

坂和弁護士に確認した、中央街区組合による特定調停を申し立てるに至った経緯及び内容は、次のとおりです。

①平成十三年五月時点での中央街区組合のNRPに有する請負代金債務は、三十億円であります。中央街区組合の資産状況からすれば、その実態は債務超過の状態にあり、中央街区組合を解散することは事実上不可能であります。

②平成十三年五月三十一日付の県の是正命令に基づく処理が一部実現できたことによって、中央街区組合のNRPに対する債務は平成十八年一月末時点で約十八億円となりましたが、中央街区組合の不正流用問題の発生、反対派組合員との間における訴訟、債権回収先

の破綻等によつて、NRPへの弁済原資となる債権回収は予定どおりに進まず、NRPに対する債務の弁済は事实上不可能がありました。

③そこで、中央街区組合は、平成十八年二月十日、NRPとの間における債権債務関係を整理し、中央街区組合の赤字状態を解消して解散するため、NRPを相手方として、債務の一部減額等

を求めて特定調停を申立てたものです。

当該調停は、平成十九年三月一日付で成立、主な内容は次のとおりです。

①平成十八年二月一日から平成十九年二月二十八日の間に、中央街区組合はNRPに対して、約一・七億円を弁済し

たことを確認する。

②平成十九年三月一日現在、中央街区組合のNRPに対する債務は、約十六・五億円であることを確認する。

④平成十九年三月二十日限り、(1) 中央街区組合はNRPに対して一・四億円を支払い、(2) 中央街区組合の債権の一部を債権譲渡する（評価額千二百五十万円）。

結局、中央街区組合は約十五億円余の債権放棄を受けて、事業清算に向けて法的な解散手続きに入ることが、法的に可能な状況になりました。

以上が、特別委員会が、坂和弁護士に確認した調停条項の内容です。

(県の是正命令に反対した権利者に対する賦課金の回収)

中央街区組合は、特定調停を申立てる一方で、県の是正命令に反対し、裁判を起した反対派権利者十九人に対して、総額約四億二千二百万円の賦課金回収を強制的に行いました。

具体的には、賦課金と過怠金を請求し、納付に応じた反対派数人から、現金約一千三百万円を受け取りました。

納付に応じない残りの十七人分に対しても、まず、アルネの床等の不動産の差し押さえを行い、平成十八年九月十五日に公売にかけて、約一億七百万円を回収しております。

そして、残金の処理として、最高金額は「二千三百万円」、最低は「年金口座の残金千三百五十円」の預貯金を差し押